

沖縄に係る関税制度上の特例措置 (選択課税制度等)

令和 6 年 1 1 月 5 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度等）

現行制度

- 選択課税制度（平成10年導入）は、沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」という。）に基づき、関税暫定措置法において具体的内容及び適用期限が定められており、国際物流拠点産業集積地域（以下「国際物流地域」という。）における保税工場等において、外国貨物を原料として製造される製品について、原料課税か製品課税かを輸入者が選択できる制度。
- このほか、沖振法に基づき、税関関係手数料令において、国際物流地域における保税蔵置場等の許可手数料を1/2に軽減する措置を講じている。

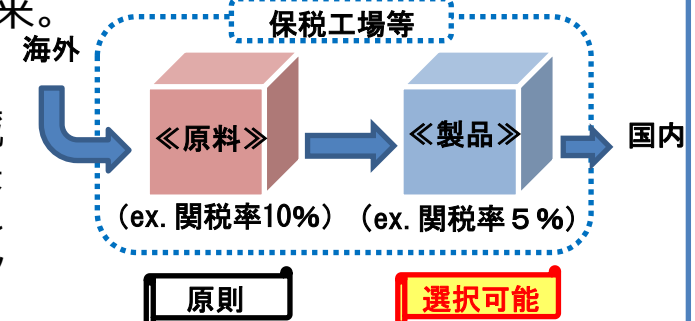
（参考）国際物流地域内の平均的な入居面積（保税蔵置場）：約663㎡（12,200円→6,100円/月）

＜選択課税制度＞

⇒これらの制度について、3年間の適用期限が令和6年度末に到来。

検討

- 内閣府及び経済産業省からの要望は、①選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置に係る適用期限の2年間延長（令和8年度末まで）のほか、②国際物流地域の範囲が見直される場合には（南風原町及び八重瀬町の一部地区追加等）、見直し後の国際物流地域においてもこれらの制度の適用を認めること。
- 国際物流地域における企業集積の進展は、同地域における①新規雇用者数の増加、②生産品の輸出額・国内出荷額の増加、③沖縄県全体の一人当たりの県民所得の増加にも一定程度寄与している。
- 選択課税制度は、沖振法に基づく国際物流地域に関する各種税制上の特例措置の一環として国際物流地域における企業誘致の観点から一つの魅力となっている。
- 保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置は、現在、9者の保税蔵置場が適用を受けており、今後、選択課税制度と相まって国際物流地域における企業集積に一定の効果をもたらすと考えられる。



改正の方向性

- 選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置について適用期限を2年間延長する。
- 国際物流地域の範囲が見直される場合には、選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置について、見直し後の国際物流地域においても適用を認める。

〈参考〉国際物流拠点産業集積地域（案）

区域名	旧（～令和6年度）	新（令和7年度～）
那覇・浦添・ 豊見城・宜野湾・ 糸満地区	那覇市全域 浦添市全域 豊見城市全域 宜野湾市全域 糸満市全域	指定区域見直し
うるま・沖縄地区	中城湾港新港地区、 仲嶺・上洲地区、平安座地区、 池武当地区	変更なし
南風原・八重瀬地区	—	拡充

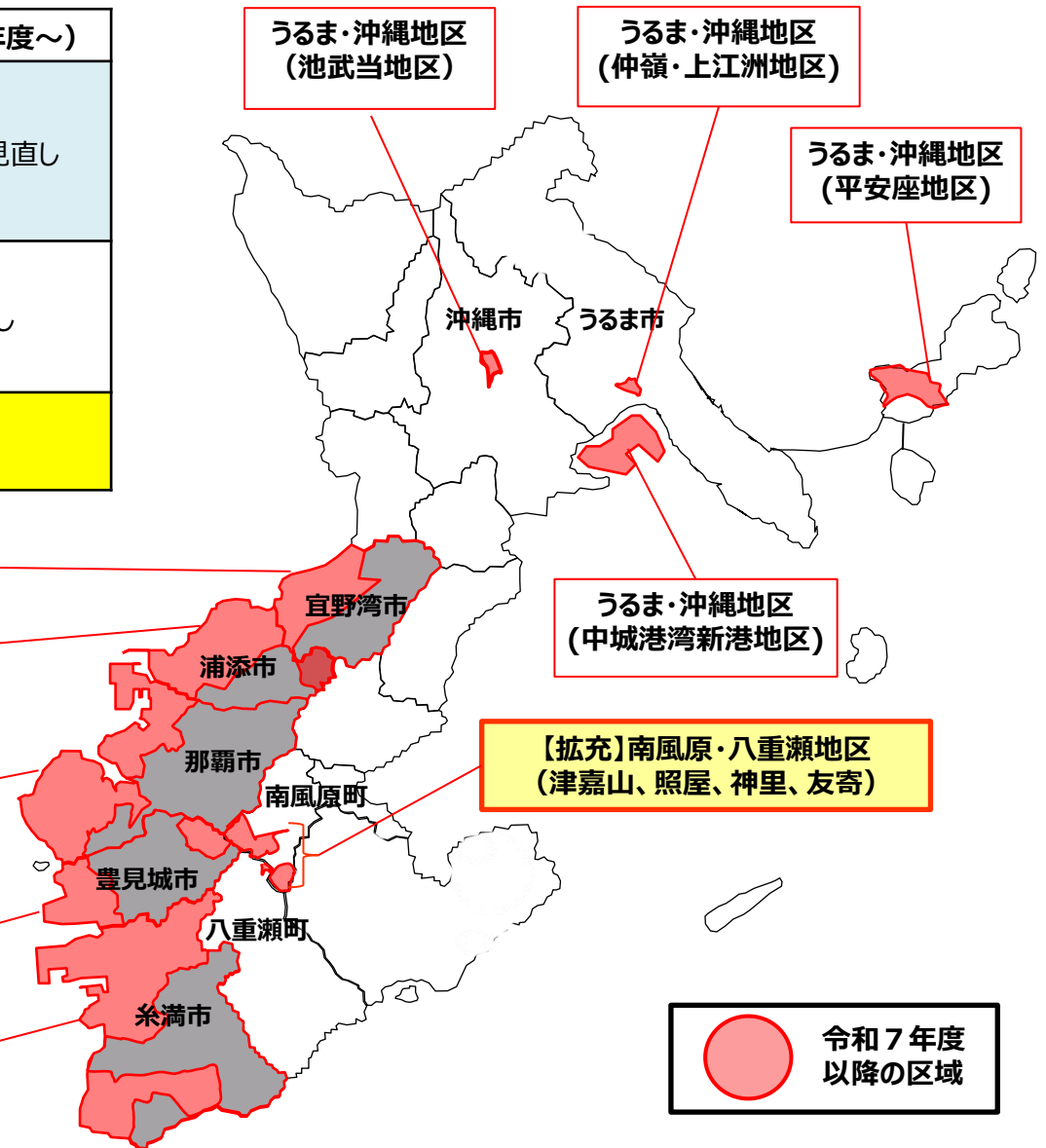
【見直し】宜野湾市（伊佐、大山、真志喜、宇地泊、大謝名）

【見直し】浦添市（港川、牧港、城間、勢理客、西洲、伊奈武瀬、小湾、屋富祖、宮城、仲西、西原）

【見直し】那覇市（通堂町、東町、辻、久米、若狭、松山、前島、西、金城、赤嶺、高良、山下町、奥武山町、字小禄、宮城、具志、旭町、泉崎、久茂地、牧志、字安謝、安謝、泊、港町、曙、字天久、字上之屋、字鏡水、字安次嶺、字大嶺、字当間、字赤嶺、字高良、字宮城、字具志、住吉町、垣花町、天久、上之屋）

【見直し】豊見城市（瀬長、与根、豊崎、田頭、名嘉地、伊良波、座安、渡橋名、翁長、長堂、嘉数）

【見直し】糸満市（阿波根、西崎町、西崎、西川町、字糸満、真栄里、喜屋武、兼城、潮平、潮崎町、伊敷、福地、伊原、米須、照屋、座波、賀数、北波平、武富）



〈参考〉国際物流拠点産業 新規集積予定地域（南風原・八重瀬地区）



那覇空港、那覇港より約10km圏内に位置し、南風原町と八重瀬町では産業用地の整備が計画されている。那覇空港自動車道南風原南ICに近接した立地を生かし、製造・物流業等の国際物流拠点産業の立地・集積を図っていきたい。

